

○新旧対照表（建設工事関連業務に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要領）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>（競争入札等への参加）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の規定による審査（以下「資格審査」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければ、受けることができない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 所得税又は法人税並びに特別法人事業税（本県分に限る。以下同じ。）及び地方法人特別税（本県分に限る。以下同じ。）並びに消費税（これらのうち国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条第1項若しくは第2項の規定による納税の猶予（以下「<u>納税の猶予</u>」という。）又は地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第1項の規定による徴収の猶予（以下「<u>徴収の猶予</u>」という。）を受けたものを除く。）について未納がないこと。</p> <p>(4) 県税全税目（<u>徴収の猶予</u>を受けたものを除く。）について未納がないこと。</p> <p>（資格審査の申請）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税（これらのうち納税の<u>猶予</u>を受けたものを除く。）について未納がない旨の証明書</p> | <p>（競争入札等への参加）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の規定による審査（以下「資格審査」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければ、受けることができない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 所得税又は法人税並びに特別法人事業税（本県分に限る。以下同じ。）及び地方法人特別税（本県分に限る。以下同じ。）並びに消費税（これらのうち国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条第1項若しくは第2項の規定による納税の猶予_____又は地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第1項の規定による徴収の猶予（以下「<u>納税の猶予等</u>」という。）を受けたものを除く。）について未納がないこと。</p> <p>(4) 県税全税目（<u>納税の猶予等</u>を受けたものを除く。）について未納がないこと。</p> <p>（資格審査の申請）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税（これらのうち納税の<u>猶予等</u>を受けたものを除く。）について未納がない旨の証明書</p> |

(4) 県税全税目（個人の県民税及び地方消費税を除く。）並びに特別法人事業税及び地方法人特別税（これらのうち徴収の猶予を受けなかったものを除く。）について未納がない旨の証明書（知事が保有している当該書類により確認すべき事項に係る情報を前条第1項の申請書の審査のために利用することについて申請者の同意がある場合を除く。）

(5) 個人の県民税（徴収の猶予を受けたものを除く。）について未納がない旨の証明書

(6) 省略

3 第2項第3号から第5号までに規定する税のうち納税の猶予又は徴収の猶予を受けたものがある者にあつては、同項に掲げる書類のほか、当該納税の猶予又は徴収の猶予の許可を受けた通知書の写し等を添付しなければならない。

(4) 県税全税目（\_\_\_\_\_地方消費税を除く。）並びに特別法人事業税及び地方法人特別税（これらのうち納税の猶予等を受けたものを除く。）について未納がない旨の証明書\_\_\_\_\_

(5) 省略

3 第2項第3号及び第4号\_\_\_\_\_に規定する税のうち納税の猶予等\_\_\_\_\_を受けたものがある者にあつては、同項に掲げる書類のほか、当該納税の猶予等\_\_\_\_\_の許可を受けた通知書の写し等を添付しなければならない。

附 則

1 この要領は、令和8年2月1日から施行する。